

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員法定外災害補償規程

平成16年4月1日

規程第 92 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に勤務する職員（常勤職員、教育研究系有期契約職員、有期契約職員及び無期契約職員をいう。以下「職員」という。）が、業務災害若しくは通勤災害により死亡し、又はこれらの災害により身体に障害（負傷又は疾病をいい、これに起因する後遺障害を含む。）を被った場合において、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に基づく補償又は保険給付に加えて、本学が独自に行う補償（以下「法定外災害補償」という。）に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、職員が業務災害又は通勤災害により死亡若しくはこれらの災害により身体に障害を被った場合に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が死亡、又は身体に障害を被った事由が次の各号のいずれかに該当する場合には、この規程を適用しない。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、暴動その他これらに類似する事変に起因するとき。
- (2) 地震、噴火又はこれらによる津波に起因するとき。
- (3) 風土病に起因するとき。
- (4) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性その他有害な特性の作用に起因するとき。
- (5) 職員の犯罪行為若しくは故意又は重大な過失に起因するとき。

(補償の種類)

第3条 この規程により行う法定外災害補償の種類は、次のとおりとする。

- (1) 障害特別援護補償
- (2) 遺族特別援護補償

2 前項に定める補償の種類ごとの補償額は、別表に定めるとおりとする。

(補償を受ける権利)

第4条 法定外災害補償を受ける権利は、職員の退職又は解雇によって変更されることはない。

2 前項の権利は、これを他人に譲渡することができない。

(受給資格者の範囲)

第5条 法定外災害補償の受給資格者は、労災法に基づく保険給付の受給資格者と同一人とする。

(第三者補償との関係)

第6条 業務災害又は通勤災害が第三者の行為によって生じた場合において、職員が加害者から前条の法定外災害補償に相当する損害賠償を受けた場合は、その価額の限度において法定外災害補償を行わないものとする。

(民法による損害賠償責任との調整)

第7条 本学が、この規程に定める法定外災害補償を行った場合、同一の事由については、その価額を限度として民法による損害賠償責任を免れるものとする。

(解釈上の疑義の取扱い)

第8条 業務上外の認定等この規程に定める事項につき疑義を生じたときは、労基法及び労災法の規定並びにその運用解釈によるものとする。

(雑則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月14日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1. 障害特別援護補償

業務災害又は通勤災害による負傷又は疾病が治癒した後に身体に後遺障害が存在するときは、その障害の程度に応じて、次表に定める額を障害特別援護金として支給する。

その場合、障害等級の決定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。）によるものとする。

	補償額	
	業務上災害（万円）	通勤災害（万円）
後遺障害1級	1,540	975
後遺障害2級	1,500	940
後遺障害3級	1,460	905
後遺障害4級	875	550
後遺障害5級	745	470
後遺障害6級	615	390
後遺障害7級	485	310
後遺障害8級	320	195
後遺障害9級	250	155
後遺障害10級	195	120
後遺障害11級	145	90
後遺障害12級	105	65
後遺障害13級	75	45
後遺障害14級	45	30

2. 遺族特別援護補償

職員が、業務災害又は通勤災害により死亡した場合は、その遺族に対して次表に定める額を遺族特別援護金として支給する。ただし、障害特別援護金を支給した後、職員が当該障害特別援護金に係る傷病の再発等により死亡した場合には、遺族特別援護金の額から支給した障害特別援護金の額を控除した額を支給するものとする。

	補償額	
	業務上災害（万円）	通勤災害（万円）
死亡	1,860	1,200